

事例4（被引浮体搭乗者負傷）

えい航していた浮体が錨泊中のプレジャーボートに衝突し、浮体の搭乗者が負傷

概要：本船は、操縦者が1人で乗り組み、搭乗者3人が乗った浮体をえい航して航行中、平成25年7月14日（日）15時29分ごろ、琵琶湖北東部において、無人で錨泊中のプレジャーボートと浮体が衝突し、搭乗者1人が、頭部骨折、硬膜外血腫等を負い、搭乗者2人が、頭部打撲等を負った。

本船（水上オートバイ）

L×B×D：2.93m×1.16m×0.44m
機関出力：144.2kW
進水年月：平成18年6月



浮体

L×B：2.01m×1.98m
重量：19.1kg
定員：3人



（写真は同型のもの）

操縦者は、本船で3人が乗った浮体を約30km/hの速力でえい航し、直進、旋回及び蛇行をしていた

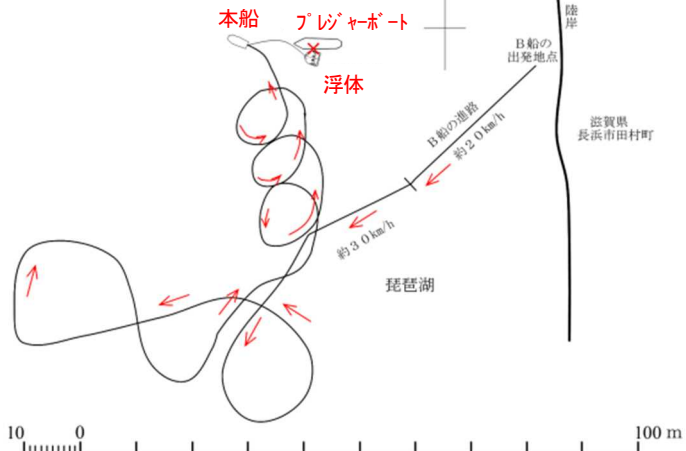
気象：天気 曇り
風向 南南西
風力 1

操縦者は、左旋回を3回繰り返し、搭乗者が落水していないかを確認するため、左舷後方を振り返って旋回中、右舷方を見た際、プレジャーボートの船体が見えた

浮体を監視する者が同乗していなかった

操縦者は、スロットルを停止位置に戻したが、右に振れていた浮体の右舷側とプレジャーボートの左舷中央部が衝突した

推定航行経路図



右舷側の搭乗者は、頭部がプレジャーボートの左舷外板に当たり、別の2人は頭部が互いに接触した

頭部を保護する安全用具等を装着していなかった

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ 浮体をえい航する際は、周囲に支障となる他船等の障害物がないことを確認すること。
- ・ 操縦者は、人を乗せた浮体をえい航する際には、水上オートバイ等に監視者を乗せて搭乗者の監視に当たらせ、見張りに専念すること。
- ・ 搭乗者にはヘッドギア等の頭部保護用具を装着させること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成26（2014）年6月27日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-6-32_2013kb0095.pdf